

第25回エネルギー政策検討会議事録（要約）

1 会議の概要

- (1) 日 時：平成15年1月20日（月）午後2時30分から3時45分
- (2) 場 所：福島県建設技術センター 7階大ホール（福島市中町7-17）
- (3) 次 第

ア 開 会

イ 議 事

- 『福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の結果について』
- 『最近の国等の動きについて』

ウ 閉 会

2 開 会

【司 会】

- 昨年の9月にまとめた「中間とりまとめ」について、10月1日から2ヶ月にわたり県内はもとより広く全国から意見を募集してきた。
- 本日は、寄せられた意見について報告し、協議する。

【事務局】

（資料1に基づき説明）

- 意見募集は、当初、低調だったが様々な機会を捉えて普及啓発を図り、更にマスコミ等々の御協力を得た結果、全国から240件となった。
- 地域分類は、県内55%、県外4割弱。不明は記載が無いもの。県内は浜通り地区が約2割、中通りが7割弱。県外から92件ほどの意見を頂いた。個人、団体別では主に個人から頂き、職業別では会社員、主婦、自営業、公務員等々、様々な分野の方から頂いた。提出方法は、約半分がメール。
- 番号はほぼ到着順である。基本的にそのまま載せてあるが、一部不適切な所については事務局で書き直している部分がある。
- 資料2の右側にフラッグが付いているが、読み易くするため事務局の判断で付けたもの。それを抽出したものが資料2-2である。

（資料参照上の留意点について説明）

- 資料2は、無作為に対象を選んで行う世論調査とは異なり、エネルギー政策に関心の高い皆様方から自主的に提出されたものであり、これをもって世論全体の判断をすべきものではない。
- 2番目として、間違った認識によると思われる意見。例えば、「県はJヴィレッジと引き替えに増設をした」との記述がある。このような間違えた認識による意見もあるが、こういう誤解とか中傷とも取れる意見があることを示す意味で、原則として、そのまま

公開している。

- 通常のアンケート結果だと、どの意見が何パーセント、何件という集計をするが、次のような理由で行わない。選択肢を設けての設問ではないこと、一人で何件もの意見を頂いて方がいること、短い方は1行、長い方はA4で十数頁とバラエティに富んでいること、意見が抽象的なレベルから具体的なレベルまであり記述するレベルが異なることなどから、数的な集計を行わない。
- 資料2-2だが、意見の概要を理解頂くために、意見の趣旨を事務局が抽出し、「中間とりまとめ」の内容別に再分類したもの。
- ただし、資料2の意見の一部を切り取っているため、提出者の趣旨を十分に反映していない場合もある。提出者の意見の論理や趣旨が伝わるので、意見の趣旨を正確に理解頂くためには、意見全文を御参照頂きたい。

(資料2及び資料2-2に基づき説明)

1 電力需給構造の変化について

- 「(1) 需給構造の変化にともなう電力需要について」では、「①電力需要は減る」として、No.20の「家庭でもこれからエネルギー消費を抑えようとする動きが出てくる」、No.227では「少子高齢化で人口増加も進まず製造業も海外移転等で電力需要は減少する」、さらにはNo.23の「景気低迷でエネルギー需要は伸びない」との意見を頂いた。
- 「②電力需要は増える」では、No.115の「経済の活性化が図られれば電力需要は伸びる」という指摘、No.141の「民生運輸部門で当分消費増加の傾向を辿る。高齢化、ITなどで電気の依存は増える」という意見を頂いた。
- 「③その他」では、No.17の「大型集中から小型分散へ、それからオンサイト発電用機器の普及がこれから本格化する」との意見を頂いた。No.17は無記名であるが、できるだけ広く意見を集めることから、無記名の印を付けて掲載した。それから、No.219の「従来の生産、消費、廃棄のスタイルの抜本的な改革が我が国でも政策化されて良い時期にある」との意見も寄せられた。
- 「(2) 省エネルギーについて」では、「①省エネを進めるべき」として、No.176の「将来の需要予測を従来のように過去の数字の延長として考えるのではなく、政策として、国民の決意として徹底した省エネルギー対策を伴ってやる必要がある」、No.177の「エネルギー消費を可能な限り抑えたライフスタイルを確立することが必要」、No.194の「省エネ技術が新たなビジネスを生み、経済の構造変化につながる可能性が大きい」との意見を頂いた。
- 「②省エネは進まない」としては、No.33の「口で言うは易しいが、実行は難しい」、No.141の「我が国の省エネ技術は現状でもかなり進んでいるのではないか」との意見を頂いた。
- 「③その他」では、No.97の「既存の電力会社の寡占率は自由化等で低下していくものと思われる。もはや大消費地から遠く離れた地に大規模な発電所を建てる時代ではない」との意見を頂いた。
- No.197の「地球規模で長期的な視点から原子力発電が必要だとする考え方に比べ

てあまりにも近視眼的視点に偏っている」との指摘については、私どもとすれば、高レベル廃棄物の問題とか原発の事故が起きた場合などを考えることは決して近視眼的な視点ではないと考えている。

2 新エネルギーの可能性について

- 「(1) 新エネルギーの導入について」は、「①もっと進めるべき」という意見をかなり頂いている。No.74の「太陽電池や風力発電、燃料電池などにもっと多くの資金、予算を投入すべき」、No.77の「新エネの導入目標がEUに比べて低すぎる」、No.238の「再生可能エネルギーの導入は雇用の創出と地域の発展につながる」などの意見がある。
- 「②否定的・基幹的なものにはならない」として、No.98の「現時点では技術的にも経済的にも量的にも代替エネルギーとしては未成熟である」、No.141の「天候に左右される、エネルギー密度が低いなどからコストが高く膨大な面積と物量を必要とする」との指摘を頂いている。私どもは、そのような欠点を新エネルギーが有していることは事実だが、その欠点を踏まえながらより一層新エネルギー、再生可能エネルギーを導入していく必要があると考えている。
- 「(2) 具体的な取組みについて」では、No.25の「福島県でも風力発電に力を注ぐべきだ」、No.60の「県土の6割以上を森林で占める我が県では森林を活用した木質バイオマス発電を促進すべきである」、No.108の「太陽光発電について積極的に公共施設に導入すべきだ」との指摘を頂いた。県でもハイテクプラザ若松支援センター等々、先行的にソーラーパネル等の設置をしているところであり、一層努力していく必要があると考えている。No.152で「自然エネルギーの導入について県条例でも制定すべき」との意見。No.208の「県でも太陽光発電に助成金を出すべきだ」については、県では今も市町村に助成金を出しているが、もう少ししっかり行う必要があると思う。

3 原子力政策の決定プロセス

- 「(1) 情報公開は十分に行われているか」では、「①情報公開は不十分」として、No.118の「専門家による住民への講習や資料の提供を通して、住民にすべての情報を分かり易い形で提供することが必要である。情報提供のあり方の見直し、市民に情報を提供した上で市民、専門家、政府、事業者参加型の会議の開催をするなどして市民の意見を聞く場を設けなければならない」、No.145の「原発から出る放射性廃棄物の後始末もできず、事故の危険性については語らず、原発のメリットばかり宣伝し県民を騙してきたことは許せない」などの意見を頂いた。
- 「②十分に行われている」との意見を三件頂いたが、全て県外からである。一つは、No.119の「情報は溢れており、足りないのは各個人が自己の自覚のもとに情報を求めようとする努力と、それを消化し判断する肉体的、精神的な力である」、No.199の「ホームページから何時でも知りたい情報を取り出せる。都合の悪い情報も公表している。」との指摘がある。確かに報告等で不利な情報が入っている場合もあるが、我々は一般的に行われるPRにおいて、「環境に優しい原子力」などの形で、問題点の指摘が無く、良い点ばかり出しているのが目立つのではないかと考えている。また、No.199の「マ

スコミは事故が起こると、この事故がすぐに原子炉の暴走、爆発に結びつくような報道をする」、No.228の「安全だと言われれば、多くの方は信じざるを得ない。県が冷静に判断し、国に批判的であることは、安全が神話になることを防げらると思う。」との意見なども頂いた。

- 「(2) 政策に広く国民の声が十分反映されているのか」の「①反映されていない」として、No.97の「平成12年策定の「原子力長計」で、初めて原子力委員会は国民から意見募集をした。これに、773名、1190件の意見が寄せられたが、策定会議はこれらの意見を殆ど無視した「長計」にした」、No.237の「最初に結論ありきではなく、市民参加を進めるべきである」、No.239の「国は巨費を投じたことにより一層強力な広報を行い、審議会ですらの計画にお墨付きを与え、地域への圧力という実力行使で、封じ込めをはかってきた。」などの意見を頂いた。
- 「②反映されている」と直接言及した意見は無かった。
- 「③その他」だが、No.238の「デンマークのコンセンサス会議の方針などを、日本のエネルギー政策決定のシステムは議論の上、積極的に導入すべきである」、No.239の「地域の声を国の政策に反映させるために、今までの国から地域への政策の押しつけを一旦見直すことが必要である」、「地域や人々の暮らしに大きな影響を与えるエネルギー政策は、地域の視点から考えて発していくことが重要である」などの意見を頂いた。
- 「(3) 原子力政策の評価は適切になされているのか」については、No.191の「場当たり的な政策で繕っているように感じられる」、No.23の「現行の政策を評価するシステムを導入すべきである」などの意見を頂いた。
- 「(4) どこで原子力政策が決定されるのか」について、No.95の「国はエネルギー問題とどう取り組むかという方針を国会でも議論し、国民に示すべき」、No.238の「政策を評価するシステムが無く、誰が政策について責任を取るのかも不明瞭」との意見を頂いた。
- 「(5) その他」だが、No.7の「国の新しい体質や国民の合意形成とはどういうことを指しているのか」、No.36の「原子力発電問題は中央と地方とのバランスのあり方の再噴出であって、地方自治を無視する。まさにブルドーザー方式」などの意見を頂いた。

4 エネルギー政策における原子力発電の位置付けについて

- 「(1) 原子力発電推進の理由は国民に対して説得力をもつのか」について、「①原子力は必要、原子力推進は妥当である」との意見として、右側の地域を見ると分かるが、一部、県内もあるが、殆どが県外からの意見である。No.33の「資源が無い日本で今できるエネルギーは原子力しかないのではないか。」というエネルギーセキュリティの観点からのもの。No.44の「原発は相双地区の基幹産業であり、声高に脱原発を叫んでも、その先の生活はどうなるのか不安に思っている人も多いはず。」との指摘、No.78の「環境問題、特にCO2の削減に実効性のあるのは、原子力発電所しかない。」との意見を頂いた。No.199の方からは「国を始めその関連法人が全国各地で何十回と説明会、討論会をやっている、不利なことに言及しないことは決してない」との意見を頂いたが、我々としては、先程も申し上げたように一般国民に対する宣伝については、必ずしもそうではないのではないかと考える。

- 「②原子力は不要、原子力政策の見直しを、原子力発電からの転換を」との意見だが、こちらは県内の方が多くなっている。No.9の「原子力発電は危険で、自然エネルギーは安全なので、そちらの方に切り替えていくべきだと強く感じる」との意見が代表的な意見である。No.13の「核廃棄物も1～2万年どうやって保存するのか」、No.20、「コストの面でも、建設から廃炉まで莫大な金額がかかり、事故が起きた場合は国家予算の2倍もお金がかかる」、コストに関してはNo.97の「国の費用となっている技術開発費や規制の費用、そして電源特会による交付金などを計上すれば、発電単価は10円台/kWhではないか」との意見などを頂いている。その他、No.177の「CO2削減に原子力をという現エネルギー政策は、全世界の流れに逆行する」、No.237の「原子力利用には、労働者被曝、環境への放射能汚染、処分できない核廃棄物、核拡散という問題があり、早急に中止する必要がある」、No.238の「原子力の建設や維持、核燃料サイクルが占める国のエネルギー研究開発費用などは、省エネルギー、エネルギー効率の向上、再生可能な自然エネルギーの開発と投資を妨げている」などがある。
- 「③その他（発電コストに関して）」だが、No.179の「市民がコストの再計算をしようだけの算定根拠を示さなければならない」、No.209の「原価計算の積み上げだけでなく、リスクコストも参入される必要がある」などの意見を頂いた。
- 「(2) 電力自由化の中で原子力発電をどのように位置付けていくのか」について、「①自由化の中でも原子力発電が成り立つ」と直接言及している意見は無かった。
- 「②自由化の中では成り立たない」としては、No.97の「バックエンドを含めリスクの高い原発、頻りに停止できない原発は、これからの自由化の中ではお荷物になる」、No.179の「予定してから運転開始までのリードタイムが他の発電所に比較して著しく長く、初期投資が大きすぎ、また出力調整もできない原発は、今後、経営上成り立たない」、No.238の「電力自由化で、電力会社は現在のように原子力発電と核燃料サイクルを推進できない。公的資金を投入して原子力発電と再処理の延命を図ることは絶対に許されない」などの意見を頂いた。
- 「③その他」として、No.199の「原子力は、いかなる政治、経済状況になっても基礎電力として必要だと思う。フランスのように電力自由化から除くべき」との意見を頂いた。
- 「(3) 原子力発電所の高経年化対策は適切に進められるか」だが、No.238の「維持基準、事後保全の強引な導入、高経年化していく原発の修理費用などをコストに十分に盛り込んでいないこと、更に廃炉にする時期、基準が明確にされていないことなどがこれを鮮明に物語っている。高経年化対策について、抜本的な見直しを図る必要がある。見直しに当たっては、原発立地地域の権限が明確に打ち出されるべきである」という意見を頂いた。
- 「(4) 高レベル放射性廃棄物処分の実現可能性について」だが、「①解決できる」として、No.199の「私自身が処分場の上に居を構えても良いくらい安全」との意見がある。
- 「②処分地決定等は困難」として、No.77の「住民が立候補する所があると思えない」、No.198の「核廃棄物に要求されるような長期にわたる期間存続した組織・企業は歴史的に存在せず、誰が何処で保管・管理・処分できるのか、その費用はそのように担保さ

れるのか不明である」との意見を頂いた。

- 「③その他」として、No.215の「高レベル放射性廃棄物処分施設の場所決定は日本の原子力政策に決定的なモラルハザードを引き起こすこととなる」との意見がある。
- 「(5)その他」でも、No.118の「原子力発電は国全体の問題として考え、今の安全と未来の安全を最優先して考えるべき」、No.213の「万が一の事故に備えた安全対策、防災対策については、現状が全く不十分であり、この点について、検討会でも抜本的な検討を行って欲しい」という要望が出ている。安全の問題、防災の問題は非常に大事な観点だが、検討会としては、安全問題・防災問題については取扱わないこととしているので、原子力安全対策グループという別の組織を設けてあり、そちらで検討することになる。

5 核燃料サイクルについて

- 「(1)核燃料サイクルは現段階で必要不可欠なものと言えるのか」について、「①必要である」と答えているのは何れも県外からの意見である。No.115の「エネルギー安全保障問題を考えると、核燃料サイクルの活用は多少高くついてもある程度軌道に乗せておく必要がある」、No.158の「核燃料サイクル確立までには長期間を要し、いざウランが足りなくなってから手当てを考えても手遅れではないか」との意見も頂いた。
- 「②必要ではない」として、No.215の「ウランの供給は安定しており、また、原油は電力以外の動力用途も多く、核燃料サイクルによってエネルギー安全保障が実現するとはとうてい言えない」との指摘、No.238の「環境・人権・安全性・核不拡散など様々な観点から、核燃料サイクルの必要性は認められない」などの意見を頂いた。
- 「(2)核燃料サイクルは資源の節約、ひいては安定供給につながるのか」について、「①つながる」との意見を頂いたが、全て県外からの意見である。No.172の「天然ウランが保有する大部分のエネルギーを利用するには、プルトニウムを高速増殖炉に利用しなければならない」、No.184の「核燃料サイクルのリサイクル、プルトニウムの利用は極端に資源が乏しい我が国にとって、唯一の“純国産”エネルギー源”などがある。
- 「②つながらない」として、No.97、「ウランの節約など微々たるもので、再処理と廃棄物の輸送・処分に莫大なエネルギーが必要である。再処理したプルトニウムはMOX燃料として使うにしても、回収したウランは使うあてがない」との指摘がある。
- 「(3)核燃料サイクルの経済性に問題はないか」ですが、「①問題ない」との意見としては、No.199、「コストは今後確実に低減する」がある。
- 「②問題ある」として、No.215の「核燃料サイクルを推進する論拠には疑問があり、一方、経済面、環境面でリスクが大きい」との意見を頂いた。
- 「(4)プルトニウムバランスはとられているのか」だが、「①とられている」との直接的な意見は無い。
- 「②とられていない」としては、No.238の「国はプルサーマル計画の白紙撤回を表明し、プルトニウムの固定化をすべき」、No.239の「MOXとしての利用は停滞する政策によって生み出され、余剰となるプルトニウムを何とか消費するために考えられたものである」などがある。
- 「(5)高速増殖炉の実現可能性はどうか」について、「①実現可能」として、

No.95の「もんじゅの運転を再開して、将来の高速増殖炉体制につなげるべき」、「②実現不可能」として、No.238の「高速増殖炉の実現可能性の目途は全く立っていない。例え実用開発を進めたとしても、21世紀中頃になっても日本のエネルギーの1%も賄えない計画である」などの意見を頂いた。

- 「(6) 再処理は本当に高レベル放射性廃棄物の量を大幅に削減できるか」では、「①削減できる」として、No.199の「高レベル放射性廃棄物全体の量は確実に減少する」、反対に「②削減できない」との意見として、No.215の「あくまで重量ベースでの話であり、容積の減容にはつながらない」などの意見がある。
- 「(7) 使用済MOX燃料の処理はどうするのか」について、「①処理できる」との意見として、No.199、「第一再処理工場でも再処理可能である」、「②処理できない」として、No.238、「六ヶ所再処理工場の莫大な金額と電力自由化を考えると、第二再処理工場の実現可能性は極めて低い」という意見を頂いた。
- 「(8) その他」として、No.97の「ズルズルと本質的な議論を先延ばしにしてきた。残念なことに未だに誰も公にはこの原子力政策の失敗を認めようとしなさい」との意見を頂いた。
- 「③使用済燃料対策の問題について」としては、No.97の「少なくとも廃棄物＝使用済燃料は他者に押しつけずに、発生させた者、電力会社の責任で発生させたところで貯蔵させることが自治体の、住民の責任ではないか」との意見を頂いたが、我々は、電源立地県として、発電するリスクを負っており、使用済燃料対策等は国の責任において行うべきだと考えている。
- 「④その他（県の取組みに対する意見等を含む）」として、No.57の「県のプルサーマル計画の具体的中断理由がよく理解できない」という意見を頂いているが、県としては、今後、このような意見に対してはこれまでの経緯等をきちんと説明しなければならないと考える。それから、No.110の「立地自治体として核燃料サイクル、プルサーマルと再処理の再検討は画期的である」との意見もある。
- No.138の「核燃料サイクルに関して、県の考え方の全貌が見えない」との意見だが、賛成なのか反対なのかとのことだが、我々は、議論の提起しているわけであり、国や電力会社に対して、こういうことをしろと言っているわけではないことを理解頂きたい。

6 電源立地地域の将来について

- 「(1) 発電所立地は電源立地地域の将来にわたる振興に寄与できるのか」について、No.61の「原発が地域の自立、振興に役立たないことは、立地地域が新たな原発を増設しなければ財政的に苦しい状況にあることで明らか」、No.123の「大きな問題は、地域づくりに対する住民の意識が萎えてしまうこと」などの意見と、No.133の「県としてはどのような産業構造が具体的に望ましいと考えているのか」との質問があった。
- 「(2) 廃炉を見据えた地域の将来を考える時期にあるのではないか」として、No.87の「廃炉により電源立地地域としての役割を終了することではなく、スクラップ・アンド・ビルドにより長く原子力エネルギー供給地域としての役割を担いながら、産業経済や文化の多角化、多様化を図るべきである」、No.215の「東京電力は、郡内に多くの関連会社を有していること、東京電力が有する経営資源を活用できることから、電力

自由化により限定された形にならざるを得ないとしても、現実的には福島県と東京電力のコラボレーションにより、廃炉後の地域経営の基盤を作っていくしかない」などの意見を頂いた。

- 「(3) その他」の意見として、No.98の「原子力発電所が10基ある電源立地県としての、メリットも多少ある。デメリットが強調されすぎている」とのことだが、県としては、いろいろな議論を喚起するという事で、普段皆さんの目に触れない議論をクローズアップしているため、そのような印象を与えたかと思う。

7 不正問題について

- 「(1) 国・事業者に対する意見」として、No.39の「不正問題は原発の安全性への信頼を根底から揺るがすものであり、福島県民の命や県土を軽視してきた結果である。国の体制、体質はすべての面で大きく変わって欲しい」、No.83の「国の体制・体質の問題として、これを推進してきた国の姿勢を鋭く追求してきたことは高く評価される」、No.95の「東電は社長が謝罪し引責辞任したが、政府側にはそもそも謝罪の主体も引責の主体もない」、No.188の「通産省が申告情報を知っていたにも関わらず、一方で、安全性の広報を大々的に行っていたとは、正に驚きです」との意見などを頂いた。
- 「(2) 維持基準のなどの再発防止策に対する意見」では、「①肯定的な意見」として、No.67の「安全基準が無いため、どんなに支障が無い傷でも批判の対象となり、隠さなければならない状況下に置かれた」との意見を頂いた。
- 「②否定的な意見」としては、No.82の「維持基準の導入は時期尚早。国も東京電力も体質が変わらない限り同じ事件が起こりうる」との意見を頂いた。また、No.218の「維持基準の導入は明らかに安全基準の緩和である」という指摘も出ている。
- 「③その他」だが、No.19の「保安院等の安全審査に関わる機関を政策推進側の機関と独立にすべき」との意見を頂いた。
- 「(3) 安全性に対する意見」として、No.56の「地域住民は如何なることがあれ、地域の安全は守られると信じ、原子力発電所との共生を図ってきたが、今回の不正により一瞬にして地域の安全と安心のよりどころを失った」との意見を頂いた。
- 「(4) その他」の「①福島県に対する意見」としては、No.62で「地元住民の意思を無視しているというものがあるが、逆に本当に地元住民の意思を確認したのか」との質問を頂いたが、地元でもプルサーマル受け入れや増設についての決議を凍結しており、我々と地元の考えにはそれほど違いがないものと考えている。
- No.180の「技術面においては、安全上問題のない欠陥であったと国がもっとアピールすべきだった」との意見については、原発に対する信頼性の問題であることをもう少し理解いただく必要があると思う。
- 「②その他」で、No.19の「原子力関連分野を学ぶ者が激減し、原子力専門のエキスパートが不足する事態に陥るのではないか」との御心配の意見を頂いた。No.98では「小さいトラブルを殊更大きく騒ぐのは、他の科学技術や産業に対する社会的受容性や倫理観との比較の上からも、若干不公平な所があるのではないか」との意見を頂いたが、我々は他の車等の事故と原発とでは、その事故のレベルにおいて全く違うと考えている。

8 県の取組みについて

- 県の取組みについては、様々な評価、批判等がある。「(1) 県の取組みを評価する意見等」として、No.1の「県の間とりまとめは、内容の充実と県民の側に依拠した視点に安心した」、No.31の「出発点から県民を中心に据えている点で評価する」、No.75の「国に対しても、県としての意見をきちんと提言していくあり方は地方自治体にとって重要なことだと思う」、No.82の「今回の中間とりまとめは、もっともとうなづける指摘ばかりである」、No.175の「単に事業者である東電を批判するのではなく、国の体質に言及した県の姿勢を強く支持する」、No.186の「エネルギーについて、できるだけ客観的に評価した優れた検討書である」、No.214の「本当であれば国がやるべき事を原発立地の地方自治体として真剣に考え、発信していることに感動する」などの意見を頂いた。
- 「(2) 県の取組みに対する批判的な意見、提言・要望等」については、県外からの意見がだいぶ多くなっている。代表的なものがNo.103の「それぞれの地域が、日本国の為に貢献すべき」との意見だが、県としては、まずは地域住民の視点に立って、考えなければならないのではないかと考える。
- 「②県として具体的な見解を示すべき」とのことで意見を頂いているが、その代表的なものとして、No.33の「国の政策に反対であれば、その対案を示して欲しい」との意見をお寄せいただいたが、我々としては、本来、エネルギー政策は国策ではあるが、その国策により多くの影響を受けかねない地域の立場から、その疑問点を提起しよう、議論を喚起しようとするものであり、その点をもう少し理解頂きたいと考える。また、No.101では、「答えの記述が無く、疑問だけで終わっている」との意見も頂いた。
- 「③公平・客観的な記述をすべき」として、No.98の「原子力の短所やマイナス点の指摘ばかりではなく、長所とかプラス点もはっきりと記載すべき」との意見を頂いたが、長所については、国がだいぶ宣伝しており、我々としては、従来なかなか陽の目を見なかった原子力に対する疑問点を中心に取り上げている点を理解頂きたい。
- 「④掲載する講師意見等が偏っている」との意見として、代表的なのが、No.101の「推進派の意見も聞いているようだが反対派の意見が主となっているのは釈然としない」との意見。推進派の方の意見というのも資料編には多少載っておりますが、ほぼ国の意見と同じものが多いことから、国の政策に対して疑問を提起するため、普段、一般の人の目に触れにくい意見を探り上げているので、このような印象を持ったと思う。
- 「⑤原子力反対を誘導する内容である」との指摘として、例えば、No.29の「反原発に限りなく近いと認識しても全般的な外れではないような気がする」とあるが、我々は、「中間とりまとめ」にも書いてあるように、原発10基を既に有する県として、原発との共生というか、原子力発電の健全な維持・発展を目指して、このエネルギー政策検討会を行っておりますので、その辺をもう少し理解頂きたいと思う。
- 「⑥その他」として、No.199、「国の原子力長期計画を作成の際、意見を公募した時、何故このような意見を出さなかったのか。また、県選出の国会議員を通して何故国に働きかけないのか」とのことだが、長期計画策定時には、技術的、専門的事項、国の専管的事項については、意見は差し控えるとの条件の下、「国の責任所在の明確化」、「立地地域との共生」等について、意見を提出した。また、県選出国会議員にも知事から説

明を行うなど各種の働きかけを行っている。

- 「(3) 国等との議論、住民との意見交換について」だが、No.56の「原子力発電所と共生している人々の意見も十分に反映してもらいたい」とあるが、これについては1月17日、知事が双葉郡に行き、いろいろ話をしてきたところである。No.99でも、「職員との意見交換」とあるが、これも先週、意見交換を行った。更に、No.136では「原子力委員会との再協議に応じて欲しい」との意見もある。

9 その他

- 「①消費地との関係」だが、No.67の「電力の大消費地である東京都の住民は勿論、代表者である都知事などはこうした問題にあまり関心を持っていない」、No.79の「東京できれいなエネルギーを使うために、そのゴミを福島の人が処理しなければならないのか」との意見を頂いた。
- 「②原子力防災関連」として、No.152の「苛酷事故を想定した防災訓練を行うべき」、「原子力広報協会の在り方を改めることを要望します」との意見を頂いた。
- 「③その他」の意見として、No.199の「福島県は16%の核燃料税を計画していると聞いているが、是非、その根拠を示して欲しい」とあるが、この点については、県として、もう少し説明する必要があると思う。

【司 会】

- 多岐にわたる意見が寄せられたが、これについて何か意見、質問があればお願いしたい。

【検討会メンバー】

- 今回、頂いた240件の意見についての総括的なコメントと一部具体的なコメントをしたい。総括的なコメントとして、資料2-2を見て特徴的に感じるのは、パターンが3つあること。
- 一つ目は、一つ一つの指摘に対して、賛否両論が非常に激しく、非常に活発に議論頂いた項目がある。二つ目は、核燃料サイクルが典型的だが非常に技術的、専門的な事項で意見が非常に少ない、非常に少人数の人がちょっとやっているようなところがある。三つ目は、意見が一つも出てこないものが、私が見た範囲で3箇所あった。実は、この3つの部分が今回の福島県が行った「中間とりまとめ」の中で一番の骨格になっている、一番鋭い点ではないかと考えている。
- 具体的には、資料2-2の「(2) 政策に広く国民の声が十分反映されているのか」の「②反映されている」、続いて、「(2) 電力自由化の中で原子力発電をどのように位置付けて行くのか」の「①自由化でも成り立つ」、「(4) プルトニウムバランスはとられているのか」の「①とられている」であり、ここには意見が1件も無い。
- 実は、この3つの部分は、8月5日の原子力委員会との討論の中でも一番の核になった部分である。その時の原子力委員会の説明、或いはその後、8月20日に知事宛に原子力委員会より手紙を頂いたが、その中でも曖昧になっている。
- 特に、二つ申し上げると、「電力自由化の中で原発は大丈夫なのか」ということについて、原子力委員会の回答は「今、検討しているが結論に至っていません」、それから、

「プルトニウムバランスはどうかのだ」という質問に対しては、「今検討しております、近々御報告したい」という状態である。

- 我々から見て、原子力政策を議論する上でも一番根幹になるべきプルトニウムバランスが核燃料サイクルの一番コアな部分である。それから自由化の中で原発は成り立って行くのかについても、国に質問しても明確な答えが出せない。これが残念ながら現状である。それが、この240件の意見の中でも、結果として、無言、沈黙で現れているのが象徴的である気がする。以上が総括的な話である。
- もう1件衝撃を受けているのが、「使用済燃料対策の問題について」という部分。ここには、No.97の『ここで国の原子力政策のあり方、ひいては放射性廃棄物の問題を真剣に考えるなら、いいにくいことではあります、原子力施設のあるところで貯蔵すべきであると提言します。貯蔵方法については永久貯蔵、又は最終処分も含めて議論されることと思います。少なくとも廃棄物＝使用済燃料は他者に押しつけずに発生させた者、電力会社の責任で発生させた所で貯蔵させる事が自治体の、住民の責任ではないかと考える次第です』との意見がある。
- 似た意見が資料2-2で整理してあるが、これについてだけ敢えて異論を唱えたい。原子力発電所はあくまでも発電施設。従って、そこで使われた使用済燃料を立地県は最終的な処分まで含めて引き受けたわけではない。当たり前の大前提である。資料2-2に似た意見が縷々並んでいるが、「今引き受けている立地県は当然引き受けるべき」と、一般的な廃棄物の排出者が処理すべき原則と混同されているのは非常に違和感がある。おそらく他の立地自治体にもこういう話がぶつけられれば、それは違うと同じような反応をすると思うので、ここは立地自治体として、とうてい認めがたい部分だと敢えてこの1点だけ申し述べたい。

【司 会】

- こういうものも含めて、いろいろな意見とか議論となっている部分については、県としてもきちんと答えをしていくことが必要であると思う。

【検討会メンバー】

- 全体として、この240件の要約分だけではなくて、全文を含めてみると、非常に原子力発電に対する安全を本当に皆さん心配していることがいろいろな角度から示されていると思う。
- 安全については、先程、別途検討すると申し上げたが、やはり原発は安全が基本であることが各々の意見の中に示されていることを、全体として我々立地県は当然だが、国、事業者がきちんと認識しておかなければならないと考える。
- この意見の取扱いは今後更に詰めていく必要があると思う。

【司 会】

- 続いて、「中間とりまとめ」以降の国等の動きについて、事務局から説明願う。

【事務局】

(資料3に基づき説明)

【司会】

- 今月の22日に自民党の政務調査会で福島のエネ政策の中間報告が議論されると聞いているが。

【事務局】

- 1月22日に、自民党政調会電源立地等推進調査会など合同会議で、「中間とりまとめ」について、資源エネルギー庁及び原子力委員会の意見を聞く予定になっている。

【司会】

- この「中間とりまとめ」公表以降、いろいろな形での波紋というのか、動きが出てきていることが分かると思う。

【検討会メンバー】

- 資料3の「最近の国等の動きについて」の中で、1月9日の事務次官の会見の中で、「例えば、地球温暖化問題に対応するにしても、原子力にある意味で寄りかかった形だけでいいのかどうか」の後に、「ややもすればすぐ環境税という話になりがちなのですが、その前にもっともっと工夫をし、挑戦をし、それで具体化をしていくべき課題というはあるのではないかと。いわゆる温暖化と原子力との関係でございますが、そういった時にエネルギーの供給主体とその関係は、今のままを前提にして考えていいのかどうか」とあるが、地球温暖化問題は原子力に寄りかかったままでいいのか、いやそうではないのではないかとこの文章に隠されていると思うがどうか。

【事務局】

- 今の指摘については、本人に聞いてみなければ分からないが、国も大きな船が動きだそうとしているのかなと期待感を持って聞いている。
- このような発言が出始めているのは事実。やはり、「自由化の中で原子力発電というものが本当にやっていけるのかどうか」について、問題意識を持っており、昔のように独占体制のもとで原子力発電のコストを全てに転嫁できる時代ではないので、この辺はもう少し国の方でも検討を進めると思う。その動きを注視していきたい。

【検討会メンバー】

- 論理的でないところもあるが、全体として「原子力に寄りかかっていいのか」、「もっと別のパラダイム、枠組みというのを考えるべきではないか」、それから後の「技術開発、新エネルギーと採算に合わないという漠然とした共通の認識を持ちながら対応していく」、このあたりに係る話ではないか。
- ある新聞の先週末の夕刊で、ベルギーで原子力発電所を2025年に廃止することが決まったが、その中でも或いは足りなくなるかもしれないが、新エネルギーや省エネに

努力することが言われていた。そういうことをやって、その上で考える。全体として読むとそういうことではないか。

【司 会】

- 少なくとも、半年前では考えられないことである。

【検討会メンバー】

- 全体的な印象だが、「中間とりまとめ」により相当あちこちで議論が起こったということは言って良いと思う。ただ中身を見ると、それぞれが自分の立場で、その域をなかなか脱しきれていない意見が多いと感じる。県外の方の「使用済燃料は発電所の在るところで措置すべきだ」というのが一例だが、自分の立場だけでその域から脱しきれていない。
- 事務局からあった、「今回のエネルギー政策検討会そのものは議論の喚起だ」と、「原子力政策のあるべき姿とかエネルギー政策の議論の喚起」が大きな主旨であることからすれば、相当の目的の大部分は達しているが、立場の違う議論も何処でどのようにまとめるかという仕掛け、最終的には国会になるのかは分からないが、もう少し土俵を同じくした議論に持っていく仕掛けを国に本気になって考えてもらわないと、この先、ただ単に自分の立場の議論をただで終わった形では仕方がないとの印象をもった。今後の仕掛けが重要だと感じる。

【司 会】

- 立場が違う議論かもしれないが、こういう議論がきちんと県民、国民の前に明らかにされてこなかったことにいろいろ問題がある。
- 本来、国とか何処かできちんと行うべきものだが、いろいろな立場、多様な議論が出てきているのは確かで、そういう意味で大変素晴らしいことだと思う。

【検討会メンバー】

- どうしても、日本人はよく竹を割ったような、賛成か反対か、右か左かに分けて議論してしまう民族だと言われるが、特に日本の原子力政策、エネルギーはどうやっていくかという中で、原子力政策は推進論、反対論に大きく分けて議論されてきた部分である。
- いろいろな議論がいろいろな立場の人から呈されており、なるべくいろいろな立場から議論し深めていく意味で賛成論、反対論という立場を整理する際には薄くしながら物事を考えていくことが、この問題に対する議論の深まりに大いに役立つ気がする。
- 敢えて言うが、なるべく賛成論、推進論という見方ではないところから、今回の「中間とりまとめ」で述べたように、基本的には国のエネルギー政策を「国民全体がいろいろな立場で議論して決めていきましょう。そのための情報提供、問題提起」との原点を忘れないようにしながら、この論議を深めていかなければと思う。

【司 会】

- それに若干関連するが、事務局で進めていると思うが、批判等、或いは県に対する提

言等については、きちんと説明することが必要だと思う。

【検討会メンバー】

- 240件にも上る意見を県民は勿論、県外からも頂き厚く御礼を申し上げる。
- 事務局は、全部読んで主旨を間違えないよう整理して、今日発表したわけであり、慰労申し上げたい。
- 本日の協議を聞くと、まさに我々の提起した内容が大きな問題と感じた。推進論しかなかった原子力問題でそれ以外のものは国策という名の下に、一切抹殺されて来た。それを平成8年に国と県と町がブルドーザーのように進めてきたと表現した。
- 今、改めて2年近くなるが、我々がいろいろ申し上げ、検討した結果、拙い「中間とりまとめ」かも知れないが、いろんな場面で俎上にあがってきたことは、大変な事である。そのような形が出てきていることは、これまで国の原子力政策等は誰も評価しないまま、誰も議論しないまま、来たテーマであり、そういう面で非常に大きな意味があったと感じる。
- 例えば「原子力委員会核燃サイクルのあり方を考える検討会」、あるいは「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会」の電力自由化に対応する電気事業制度答申案の中に、「原発の主要規制を評価する場を設ける」とか、自民党の調査会の部会等で、「中間とりまとめ」が俎上に載って、審議されるとのことであり、今後とも、これら国等の動きを注意深く見守って行くとともに、エネルギー政策についての国民的な議論を、更に喚起していきたいと思う。

【司 会】

- 以上をもってエネルギー政策検討会を閉会する。